

第 10 回
行 方 郡 合 併 協 議 会

平成16年8月19日（木）

行方郡合併協議会事務局

第10回行方郡合併協議会 会議録

●日時：平成16年8月19日（木）午後1時30分から5時5分

●場所：玉造町役場「大会議室」

●あいさつ

●議 事

（1）報告事項

○新市名称候補の選定結果について（新市名称候補選定小委員会報告）

（2）協議事項

①合併の期日について（継続）

②新市の事務所の位置について（継続）

③議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続）

④保健衛生事業について

⑤農林水産関係事業について

⑥生涯学習事業について

⑦新市建設計画（前半）について

（3）提案事項

①合併協定項目の変更について

②地域審議会、地域自治組織の取扱いについて

③公共的団体等の取扱いについて（その2）

④学校教育事業について

⑤新市建設計画（後半）について

（4）その他

● 出席委員（36名）

会長	横山 忠市	副会長	伊藤 孝一	副会長	坂本 俊彦
	酒井 勝男		原 延征		高野 貫一
	平野 晋一		齋藤 一男		成嶋 常松
	茂木 正治		宮内 守		塙 仁
	磯山 信也		磯山 茂男		橋詰 芳明
	山崎 實		宮内 勲		鈴木 忠芳
	羽生 勇		山崎 和久		坂本 瑞夫
	兼平 佳子		真家恵久子		大曾根輝江
	大川 久子		吉田 和江		阿部 君子
	篠塚 一郎		河野 秀雄		栗又 敏治
	平山 一巳		額賀 宏		大崎 博之
	岡田 克幸（藤咲康二委員の代理）				
	渡辺 博（笠尾卓朗委員の代理）				
	岩上 博（阿部 薫委員の代理）				

● 欠席委員（なし）

● 出席顧問

香取 衛

○菅谷事務局次長 皆さん、お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第10回の合併協議会を開催させていただきます。

皆様方には、大変お忙しい中、そしてまた暑い中をおいでになって、まことにありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます玉造役場企画課の菅谷でございます。よろしくお願いいたします。

まず、はじめに、伊藤副会長より開会のあいさつをお願いします。

○伊藤副会長 皆様こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、また非常に暑い中、行方郡合併協議会ということでありましてご参加をいただき、大変ご苦労さまでございます。

また、この協議会も、皆様方のご協力をいただきながら10回を迎えているところでございます。そういう中でありまして、新事務所の位置または合併の期日ということでありまして、いろいろ議論をされているところでございまして、なかなか決まらないというようなところでございます。そういう状況の中、我々は何としても3町合併を実現し、行方地域の発展のためにやっていかなければならないというようなところでございます。そういう状況でありますので、きょうは皆様方のご協力をいただきながら、この問題を決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまより第10回行方郡合併協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○菅谷事務局次長 続きまして、横山会長よりあいさつをお願いします。

○横山会長 本日は、公私ともに大変お忙しい中、第10回の行方郡合併協議会にご参集をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。ありがとうございます。

今回の協議会が10回目の協議会ということでありまして、一つの節目の会というようなわけでございます。また、継続協議となっております協定項目につきましても、もう一度合併協議会を設置いたしましたころの初心に立ち返っていただきまして、ぜひとも今回は決定いただき、強くお願い申し上げる次第でございます。

また、本日は、新市名称の候補選定小委員会から新市名称候補の選定結果のご報告があるわけでございます。選定に当たりまして、小委員会の委員の皆様方には大変ご苦労さまでございました。感謝を申し上げます。

前回も申し上げましたけれども、合併協議も佳境に入っております。円滑な議事の進行ができますように、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げます。私のあいさつにかえる次第で

あります。

よろしく願いいたします。

○菅谷事務局次長 ありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして、横山会長を議長としまして、本日の議事の審査を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○横山会長 それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしく願い申し上げます。

なお、本日の出席委員でございますけれども、36名でございます。協議会規約第10条第1項の規定いたします定足数に達していますことをご報告申し上げます。

まず、会議録署名議員を指名させていただきたいと思います。

麻生町の大川委員さん、北浦町の山崎委員さん、玉造町の成嶋委員さん、以上3名をお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、報告事項の新市名称候補の選定結果についてを議題といたします。

新市名称候補選定小委員会の山崎委員長さんからご報告をお願いいたします。

○山崎委員長 麻生の山崎でございます。ご苦労さまでございます。

ご指名でございますので、小委員会を代表いたしましてご報告させていただきます。

皆さん方のお手元の関係資料を2枚、ホチキスでとめたものが配付されていると思います。それをひとつお目通しいただきたいと思います。

平成16年8月19日、行方郡合併協議会会長横山忠市様

新市名称候補選定小委員会委員長山崎實

新市名称候補選定結果報告書ということで、以下でございます。簡単に触れさせていただきますが、5月27日に第4回の行方郡合併協議会において付託されました新市名称候補につきまして、7月22日に第1回の小委員会、そして8月4日に第2回の小委員会を開催いたしまして、以下のとおり決まったわけでございます。それで、選定理由なり附帯意見を付してご報告申し上げます。その一つとして、新市名称候補7作品とその選定理由、これは別紙でございますので、後ほど報告させていただきます。

2番、各委員の中から附帯意見が出ております。一つの例を、新市名称候補の選定基準にのっとりまして、新市にふさわしい名称、条件の一つ以上ということですが、これは前にご審議

がありましたように5つの条件があったわけでございます。詳細は省略させていただきますけれども、それらのことから、そのときに判断をいたしまして12名全員で7つの作品に絞ったわけでございます。

なお、その協議の中で一番問題になったのが、そこに書いてありますように、漢字の二文字は「なめがた」と読むのか「なめかた」と読むのか、あるいは平仮名にした場合には「なめがた」か「なめかた」か、いろいろ論議がされました。現在の郡名でいくのか、あるいは古来の読み方でいくのかということで委員会の中では絞り切れなかったのが、あえて5つということだったんですけれども、この2つを入れて7つにしたわけでございます。

それでは、一覧の方をごらんいただきたいと思います。

新市名称候補選定結果について、新市名称候補（7点）、以下は朗読をもって選定理由の説明にさせていただきますと思います。

候補作品名「行方（なめがた）市」。選定の理由、「郡名として慣れ親しんできた。歴史・文化があり、将来へ継承していきたい。漢字の表記は、歴史などの伝統の重みがある。なめがたの読み方は、現在の郡名の呼称による」ということでございます。

それから、同じ表記で「行方（なめかた）市」、上の2行は同じですので省略いたしますが、3行までは同じです。「なめかたの読み方は、歴史的な読み方の説による」。

3番目、「なめがた市」、2行は同じでございますが、3行目、「ひらがなの表記は、読みやすさ、親しみやすさ」、「なめがたの読み方は、現在の郡名の呼称による」、これは同じです。

それから、「なめかた市」、3行までは同じです。省略いたします。「なめかたの読み方は、歴史的な読み方の説による」。

5つ目「水郷市」、「霞ヶ浦、北浦の湖に面して、水郷のイメージがある。美しい水の都のイメージがある。雄大な景色などをイメージできる」。

それから次に、6つ目「水郷行方（なめがた）市」あるいは「水郷行方（なめかた）市」、「地域の特徴と地域の歴史をイメージできる。一般的な水郷のイメージを郡名表記により本地域へ特定できる。郡内3町の一体感と将来性をイメージできる」。

最後に「美郷市」、「湖と緑に囲まれた美しいふるさとをイメージできる。既存の概念にとらわれず、新しい良いイメージを持てる」というようなことで7つを選定いたしまして、報告とさせていただきます。

○横山会長 大変ありがとうございました。

7つの候補が小委員会から報告されました。本日は、小委員会からの報告のみとさせていた

だきまして、次回の協議会で新市の名称についてご協議をいただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、協議事項に入らせていただきたいと思います。

協議事項の①でありますけれども「合併の期日について」及び協議事項②でございます「新市の事務所の位置について」は継続協議となっております、住民からも不安の声が聞こえてくるなど、一日も早く結論づけをしなければならない時期に来ているところでございます。

そこで、先般、3町長、3議長の6人で会談をいたしました。

まず、合併の期日につきましては、玉造町さんから提案がございまして、平成17年9月2日の大安とすることで意見の調整が図られたところでございます。また、新市の事務所の位置につきましては、議論を重ねた末、新市庁舎を合併後可能な限り速やかに新市の中央付近に建設することとし、それまでの間の条例上の事務所の位置は、現在の麻生町役場の位置とすることで意見の調整が図られたところでございます。これらの調整結果につきましては、各町の議会の特別委員会においてもご同意をいただいております。

本日は、ただいま私どもの方からご提案させていただきました内容について、皆さん方にご賛同をいただければ幸いであるというふうに考えておるところでございまして、その前に皆様方のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

何かございますか。

宮内委員さん。

○宮内守委員　ご苦労さまでございます。北浦町の宮内でございます。

ただいま会長さんの方からご提案ございました合併の期日、新市の事務所の位置についてということでございますが、私の北浦町といたしましては、行方郡合併協議会を発足させていただき、3町合併の実現に向けて努力をし、議論を重ねてきたところでございます。先ほど会長の提案にたどり着くまでにはさまざまな意見も飛び交い、活発な議論が交わされたということでございます。将来のまちづくりのためには、何としましても、この合併を実現させねばならないことは当然でございます。ただ、合併期日につきましては、これまで年度内の合併を目指して進めてきた経緯もございます。差し支えがなければ、その理由をお聞かせいただきたいと思っております。

なお、新庁舎の建設について触れられておりますけれども、庁舎は、新しい市の建設推進の中心でございまして、また、市民サービスの拠点となる重要なものと考えております。ぜひご提案された内容で進められるようお願いしたいと思っておりますが、やはり3町の足並みがそろえば

というふうを考えておりますので、その点も含めて、玉造町さんあるいは麻生町さんからも参考意見をいただければというふうに思いますので、これは後で賛否を聞かれると思いますので、よろしく願いいたします。

○横山会長 ただいまの年度内合併、いわゆる特例法の中での期限内合併を目指してきたのに、半年延びるというのは何か理由があるんですかということですか。

○宮内守委員 はい。

○横山会長 これにつきまして、私の方から述べさせていただきたいと思います。

歴史はちょっと戻るんですが、麻生町と北浦町で合併協議会、その前に任意協議会をつくって、それから合併協議会に移してきたということは皆さんご承知のとおりであります。そして、その中で、2町はいち早く合併についての論議をしまいったということも事実でございます。その中で、いつも私ども2町は、玉造町さんとの合併を目指して、どうしても3町合併が望ましいというようなことで、麻生も北浦町もその願いを持って、玉造さんに門戸を開いていつも待っていたというのは事実のとおりでございます。その中で、玉造さんの熱意等によりまして、今年4月によりやくにして合併法定協議会を立ち上げることができたということは、皆さんもご承知のとおりであります。

そういう中で、私ども2町は非常に長い時間をかけていろいろな協議をしまいったわけでございます。しかしながら、玉造さんにおかれましてはいろいろな事情や動きがございまして、2町の合併協議の水準まで来るのがなかなか大変だというような状況もあったわけでございます。そういう中で、この合併が法定協議会の期日内に合併をするということになれば、相当のハイスピードで議論をしていかなければならないという状況があったわけでございます。そういう中で、いろいろな状況があるにせよ、3町が足並みそろえて合併する日を見つけるのが一番ベターだろうというのが私どもの願いで調整を図ったということでございまして、9月2日という日程を、皆さんにご協力をいただいて、そして、3町が本当に心一つにして合併ができるような状況にするのには9月2日がベターであろうということで調整ができたということでございます。どうぞ、宮内委員さん、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

○宮内守委員 その中で、大変申しわけないのですが、3月いっぱいにはできないという場合のペナルティーというか、そういったものはどういうものが考えられるのかということで、北浦の委員さんの中でご心配があるということなので、できればご説明していただければと思います。

○横山会長 ペナルティーというのは、どこに焦点を合わせてのペナルティーだということの議論になるわけでありましてけれども、ひとつ皆さんがいつも議論しておった合併特例法の中の期

限ということていろいろ勉強したわけでありまして。その中で、合併特例法の期限から今度は外れるわけでありまして、幾分か補助がこれはまだ全然わからないんですけれども、どうなるかわからない。それは微々たるお金だと思います。そういう状況の中で、今のところでは結論は出ないということだろうと思います。それでご理解をしていただきたいというふうに思います。

- 宮内守委員 私ども北浦町といたしましては、先ほど会長さんの方からお話がありました、新庁舎を、いわゆる真ん中、中心地ですね、そこに早期建設というようなことが、皆さんの合意が得られ、できればこの問題を今のうちに結論づけていくこともやぶさかではないというふうに思います。したがって、ただ意見に従うばかりではなくて、お聞かせいただければありがたいと思います。

○ 横山会長 それでは、麻生町さんの方でございませうか。この会長提案でよろしいですか。麻生の議長さんお願いします。

○ 酒井委員 皆さんご苦労さまです。麻生の議長の酒井です。

今諮られていることは、3町の首長と議長で、こういうふうな形でどうでしょうかということで、各議会にそういうことで諮ったことを皆さん方に申し上げているんだと思うんです。麻生がどうかということになれば、麻生はそれで了解をして臨んでいますので、これらの北浦さんが言っているような形で一つ一つこのところで言うのではなくて、3町のすり合わせしたことの合意の案件だけを皆さん方にお諮りして、それで了解をもらえばそれでいいと思うんですが、そういうことではいけないんでしょうか。

○ 横山会長 どうでしょうか。

○ 宮内守委員 いや、一つも意見がないというのは、いけないと思います。それぞれでそういう意見を出していただければいいわけですから。

○ 横山会長 わかりました。それでは、麻生で代表者の方、お願いします。

○ 茂木委員 麻生の茂木でございませう。どうも皆さんご苦労さまでございませう。

麻生も何回か会議をした結果、できるだけ早く合併ということで、正直言いまして、私、前回の3月25日ということをしたことでもございませうが、やはり3町が合意して、できるだけ早いうちに、合併の期日または事務所の位置またはその他のことも合意できるのであれば、麻生もただいま提案ございました9月2日ということで、麻生の特別委員会の中では決定されたことでもございませうので、ご報告申し上げます。

○ 横山会長 それでは、麻生さんは、六者会議の提案事項でよろしいということですね。

(はい)

○横山会長 よろしく申し上げます。

それでは、玉造さん、申し上げます。

○埴委員 玉造の埴です。

合併の期日と事務所の位置ということで提案されて話をお聞きしても、会長さんが話されましたとおり、確かに玉造町といたしましては後から入ったということは紛れもない事実でございます。しかしながら、玉造町としては、それぞれ大変な思いをして入ったばかり、ただ、合併の期日を後回しにしていくというようなことではございません。というのは、この合併協議会の中でも、いろいろな項目の間で、合併時まで統一するとかいろいろな問題が出ていますので、そういったものを町民にそれぞれある程度の説明ができるまでは、合併というものはどうだろうというような意見が出ております。確かにいろいろなものを事務のすり合わせの中でやっているかと思えますけれども、それでは基準が出ず、当初かかるというような事務手続が、玉造町にすれば1月からですから、ほんの短い、半分ぐらいの、半分以下ですか、そういった中での合併ということになる。そうしますと、我々も町民に説明がしづらいということが出ていくということがございます。玉造町は、ご存じのように、いろいろな問題が起きているのも事実でございます。そういった中で、3町合併というのは我々も望んでいるところですし、それに沿って協議会をやっているところですので、そういったものを含めた中で、玉造町がわざと遅らせるということはございませんので、その辺はご了承を願いたいと思います。

そしてまた、事務所の位置につきましては、確かに麻生町ということで六者会談で出ています。そういった中で、新庁舎の建設の問題が出てくるかと思えます。玉造町は、期日を延ばしていただいて、麻生町が事務所というような意見で六者会談で出てきたかと思えます。そういった中では、それでは、北浦町さんはどうだろうということになったときに、ただ、文言の中で早急に建てますよということで終わっては、北浦さんの顔がつぶれるのではないかというふうなことも玉造町では思っています。そういう中では、それではどうされるのかというふうになったときは、例えば合併と同時に建設委員会でも立ち上げて、その中でやるかということにするのか、それとも、今それぞれが1億か2億を持ち寄って、合併と同時に建設を始めたいというようなことで、要は一番、3町足並みがそろった中での合併ができるのではないかというふうに思いますけれども、どうですか、北浦さんの方で、率直に言って悪いですけども玉造町はそういう思いでいます。

以上です。

○横山会長 どうぞ。

○磯山茂男委員 北浦の磯山です。

私が言おうとしている話を、埴委員の方から話が出たわけでございますけれども、要望として会長にお願いしたいのは、早期にすり合わせるというような言葉だけで新庁舎の建設をずっと訴えてきたわけですが、具体的に、特に特例法の中で建設委員会を速やかに立ち上げて、きちっとそういうものを具体的に議決していくんだという、期日等についても要望できるものであれば、その場でやっていかなければ我々はちょっと無理ではないかというふうに考えています。

○横山会長 新庁舎の建設問題につきましては、北浦の磯山委員さんのお話も大変よくわかるわけでありまして、これは事務手続上、この合併協議会で建設を決めるとかどうかという状況にはなってございません。そして、これが新しい市の市長さんそれから執行部に対して我々が議論したこの協議を、これをきちっと引き継ぐというようなことが一番大事であろうというふうに思っております。

そこで、埴委員さんが申されましたが、そういうことは権限が与えられておりませんので、これはできません。ですから、どうぞご理解していただきたいんですが、これは文言等にはあります、それから建設計画の中にも出ています。そして、新しい市に一日も早く建設をお願いするというのが一番ベターなのではなかろうかと思えます。今、私どもでは、そういう権限、麻生も北浦も玉造もございません。

○宮内守委員 玉造の埴さん、どうもありがとうございます。お礼申し上げます。

磯山委員さんがお話ししたことで、また蒸し返すようで大変申しわけないのですが、新聞などを読んでおりますと、新市の建設計画というんですか、特に私の間違いであればあれですが、事務所の建設ということが書いてあったような気もするんですが、だれが新しい市長さんになるかわかりませんが、どうしても合併協議会の会長さん副会長さん、3町の首長さんは失職になるんですね。大変恐縮ですが、建設することを入れていただくことが事務的に不可能なんでしょうか。再度質問させていただきたいと思えます。

○横山会長 ですから、建設計画に入れることは決してやぶさかではないんですよ。それは大丈夫なんです。ただ、準備委員会をつくったり、それから、早い話が、どこに建設するという文言までは、一応付近ということは言えますけれども、土地の確保もまだできていない。それら等々の中で文言を入れるということはなかなか難しいということだろうと思えます。

そして、今、宮内委員さんが言いましたけれども、私ども3人は、合併のとき失職します。

新しい市の新しい市長さん、新しい執行部、議員さんは在任特例でありますけれども、そういう方々がよく協議して準備委員会をつくって、それで合併協議会の意向に沿った建設計画をきちっとつくるといことになるんだと思います。それは。

○宮内守委員 いや、会長さんに盾突くようで大変申しわけないんですが、事務局的にはどうなのか、ご意見もらっていいですか。

○横山会長 事務局でいいですか。それは事務局は答えられないでしょう。

すみません、お願いします。

○岡田委員 ご心配の趣旨はわからないわけではないのですが、我々はこの場で建設計画に位置づけると。あわせて、建設計画に位置づけますと、財政計画の中にも反映しなきゃならないわけですね、どの程度ということで形のイメージが、これは平米幾らぐらいという形でやるしかないと思うんですよね。具体的にどのぐらいの高さにするかと建設はわかりませんからね。そういう中でも、一応我々の方の、平準的な役場をつくるあるいは市庁舎をつくるときには、平米当たり50万から60万、わかりませんが、そういう単価の基準のもとに財政計画に反映するという事は、建設計画の中で、文言で補てんしフォローし、財政計画の中でそこも充当するような形でフォローするとなれば、当然これは新市として新庁舎はつくるんだらうという前提で作業を、我々の方も、国の方とあるいは進めるということになるかと思えます。ただ、その場所がどこだとかというのは県としてもわかりませんので、それはご勘弁いただきたいと思えます。

○横山会長 よろしいですか。

○宮内守委員 それでは、県の委員さんからお話があった、文言と財政計画というのはいかがなっておりますか。

○横山会長 それは事務局で説明してください。

○江寺事務局次長 事務局の方で、今のご質問の部分なんですけれども、今、事務レベルでの建設計画の作業の中でどのように進めているのかということで、財政計画なりを皆様方にお示しするときにご説明させていただくということで考えておったんですが、今のご質問、非常に重要な話でありますので、経過等を説明させていただこうと思うんですけれども、まず1点、建設計画の公共施設の統合整備というような項目が、きょう、建設計画の後段の部分で説明いたしますけれども、その中に、新市庁舎を合併後速やかに建設するという文言を入れて説明させていただくというような予定であります。そして、本日の説明ということではなくて、次回、財政計画を皆様方にお示しするという事で予定しておりますけれども、その中に、合併特例

債を使って建設をすると。財源的にいうと合併特例債を使って建設をするんだというふうな形で考えておりますので、そこで地方債なり建設事業費のところでは前期の終わりの方になるのかなというふうに事務方では考えておりますけれども、これはまた協議会の中でご議論いただくというようなことになると思いますけれども、そのところに、大まかに言いますと平米当たり約30万程度の額が、どちらかというグレード的には安い額という形になるのかなというふうに思いますけれども、その程度で、また、3町の4万人規模ということを考えますと、大体1万平米近い面積が必要なのかなというふうに思いますけれども、建設のための費用をそこに盛り込んだ計画を次回ご提案させていただくというようなことで事務方の方では検討しております。ということだけ、まだ確定されたことではないので説明をさせていただいてよろしいかどうか迷いましたけれども、あえてそういう形でのご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○横山会長 よろしいですか。

どうぞ。

○齋藤委員 北浦の齋藤です。

ただいまの問題なんですけれども、北浦としては、協定というふうなことで乗り出したことなんですけれども、この合併の目的は何だと。最大の目的は合理的改革である。その改革の中で、改革をどう具現化していくかというのは、やはり新庁舎を建設し、財政をフォローする、いろいろなそういうことになるかと思うんですが、ただ、北浦がなぜ庁舎の建設にこだわっているというのは、長野県の知事さんが脱ダム宣言をいたしました。そして、ダム建設を中止したと。これは記憶に新しいことだと思います。そういうことを北浦町民の中には大変心配しておられる。ですから、宮内委員長（合併調査特別委員長）さんもその辺を皆さんに強く要望したわけでありまして。いろいろな説明、公式な話も聞きましたが、各委員さんがここでこういう意見をした、合意なされたということは大変な思いでありますから、ぜひとも、今までも信頼関係でこの協議会が進んできたわけですから、今後もその約束を守っていただき、前進していただき、いいまちづくりに進めれば、北浦も、先ほどの委員長の話ではありませんが、合意にはやぶさかではないと。

○横山会長 齋藤委員さん、全くそのとおりだと思います。そして、今皆さんに提案しました、新市の中央付近に速やかに新庁舎を建設するんですよと私言いましたね。これは、会長が、副会長さん、議長さんと六者会談をして、この中で説明をして発表したんですね、正式に。これが議事録に載ります。それで、これからの新市スタートする方々は、これを重荷に感じて、こ

のような状況の中で進んでいくと私は信じております。ですから、そういうことで、ひとつご理解していただきたいというふうに思います。どうぞ、磯山委員さんもひとつご理解していただきたい。そういうことで、必ず皆さんの要望どおりになろうというふうに私は思います。ひとつお願いいたしたいと思います。

ほかにありますか。

橋詰委員さん。

○橋詰委員 玉造町の橋詰ですが、一番心配しているのは、国と国との約束でもほごにする場合があるわけですよ。例えば日ソ不可侵条約を破ったのは、これは皆さんご承知のとおりです。これが古い話か新しい話かは別にしまして、それで満州は大分ちりじりばらばら、日本人はさんざんひどい目に遭ったのはご承知のとおりだと思います。やはり条約でさえ破られているんですから、国と国とのですよ。ですから、ここの3町の町長がこうであったからと言ったものをだれが尊重するわけですか。これは言い切れないと思いますよ。地方自治法からすれば、新しい市長が成り立って、新しい市議会が前者のものを覆すということは大いにある得ることなんです。今までの歴史の中でそれはさんざんあるわけですよ。珍しいことでも何でもありません。ですから、北浦さんが言っているのは、議員の在任特例中なら在任特例中に新しい市庁舎を、例えば着工までいくのかということがはっきり見定められない限りは難しいだろうというような感覚を持っているのではないかと私は思うんです。その保証が信頼関係だけでは難しいと。条約さえ破られていることは現実に、歴史の上で幾らでもあるわけですよ。それを何か保証するものはないかということが一番の関心事ではなかろうかと、こう思っているわけです。それがなければ、継続でこれは審議していただく、事務所の件と今度の新庁舎の場所はですね。そうしませんと、これはだれでも不安になる、これが破られたら我々はどうするんですか、これ。尊重するであろうということはいくまでも推測ですよ。国と国との約束事だって、日ソ不可侵で完全に破られているんですよ、あれはご承知のとおり。それで、満州から逃げ帰った大変な思いをしているのは確かでしょうよ。

○横山会長 羽生委員さん。

○羽生委員 羽生でございます。どうもご苦労さまでございます。

今、橋詰さんから言われたのは非常によくわかります。やはりもうちょっと時間があつた方がよろしいのではないかなと思うんですが、次回あたりに最後の方でもっと議論した方がいいんじゃないかと私は思うんですが、いかがなものでしょうか。

そして、私、前に要望しておきました、六者会談でぜひいい案を出してくれという要望をし

ておいたわけですがけれども、このように17年9月2日というようなことも決定していただいて、みんなが歩み寄っていい案が出たのではないかなと。特に私としては要望したとおりここに上がって、それなので感謝しております。もうちょっと新庁舎の案についてはこの次までに……。

○横山会長 会長からお断りします。

それでは、休憩をとらせていただきたいと思います。2時30分まで休憩をとらせていただきます。

(休憩14:20～14:30)

○横山会長 会議を開きたいと思います。

ただいままでの議論のことですけれども、今、事務局で調整(案)をつくりましたので、それを発表して、もう一回検討していただくことにしたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○羽生事務局長 新市の事務所の位置につきましては、第2回の協議会に提案してございます。第3回の協議会から継続協議として協議を重ねてまいったわけですがけれども、2回の事務所の位置の提案の際に、調整方針(案)を示してございませんでした。今、調整方針を次のように提案したいと思いますので、それによってご協議をいただきたいと思います。

では、朗読させていただきます。

「新市庁舎建設までの条例上の事務所の位置は、現在の麻生町役場の位置とする。また、新市庁舎については、合併後、可能な限り速やかに市の中央付近に建設することとし、かつ議会議員の在任特例期間内に庁舎建設に係る検討組織を設置するものとする」を調整方針(案)として提案させていただきますと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

○横山会長 ただいま調整方針(案)を発表いたしましたんですが、磯山委員さん。

○磯山委員 北浦の磯山です。

ただいま朗読していただきましたものを、各委員さんに文書で配っていただきたいと思います。

○横山会長 今ですよ。

○磯山委員 はい。

○横山会長 暫時休憩をとらせていただきます。

(休憩14:33～14:43)

○羽生事務局長 「新市庁舎建設までの条例上の事務所の位置は、現在の麻生町役場の位置と

する。また、新市庁舎については、合併後、可能な限り速やかに市の中央付近に建設することとし、かつ議会議員の在任特例期間内に庁舎建設に係る検討組織を設置するものとする」。

以上でございます。

○横山会長 ただいま事務局の方で案を出しましたけれども、どうでしょうか。

宮内さん、お願いします。

○宮内勲委員 質問、それでご協議いたしました結果、「現在の麻生町役場の位置とする」ということで、はっきりしておりますけれども、この理由あるいは合理性、そういう意味ではどのような合理性があるのか、そのところが抜けているような感じがするんですけども、そこが聞きたいんです。

それから、2番目の「可能な限り速やかに」、その下に実る部分はありますけれども、この辺もきれいごとではないのかなと。そういうようなことをお聞かせいただきたいと思います。

○横山会長 これは、皆さんもご承知のように、事務所の位置については継続協議ということで大分やってまいって、先ほど会長の方からお話し申し上げたように、六者会談でいろいろ協議をして、そして……

(発言者あり)

○横山会長 いや、提案を今しているわけですから、決して六者会議で決まったわけではございません。そういうふうな調整をしたということで、麻生がいいだろうということにほぼ落ち着いたということです。

○宮内勲委員 調整理由を聞きたいんです。

○横山会長 調整理由は、発展するために今まで継続していたものを調整したということをお願いしたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

それから、「可能な限り速やかに」という文言でありますけれども、これは事務局から。

○羽生事務局長 宮内委員さんのご質問は、何月何日にどうなんだということに入れられればもっとよろしいんでしょうけれども、ここに書いてあるとおり、庁舎建設に係る検討組織、先ほど会長の説明にもありましたけれども、どこそこの何番地に、どれだけの面積が必要で、用地を取得し、さらにどれだけの大きさの庁舎が必要で、高さが何階建てのものが必要なのか、そういったことを検討しなければならないと思います。そういった検討組織をつくって、さらに設計をかためた上でないと庁舎建設に取りかかれないのかなと感じます。

したがって、まして、「可能な限り速やかに」というのは、ご指摘のように、何月何日から取りかかりますよというような説明がされればよろしいんですけれども、そういった理由でご判断

をしていただきたいというふうに考えます。よろしく申し上げます。

○横山会長 磯山委員さん。

○磯山茂男委員 北浦町の磯山です。

ただいま事務局の方から細かい説明があったわけですがけれども、それなのであれば、「議会議員の在任特例期間内に」という文章を、在任期間スタートと同時に庁舎建設にかかわる検討組織を設置すると具体的に入れてください。

○横山会長 具体的に在任特例開始と同時にということで、また休憩をとらせていただきます。

暫時休憩をお願いいたします。

(休憩14:48 ～ 14:50)

○横山会長 開会を宣言いたします。

それでは、ただいま磯山委員さんの方からお話がありました、議会議員の在任特例と同時にということですがけれども、そのときにはまだ市長が誕生しておりません。ですから、「新市の市長誕生後速やかに」と、こう直してはいかがでしょうか。

○磯山委員 直ちに。

○横山会長 「直ちに」ということでよろしいですか。

では、そのとおりに直させていただきます。

(休憩14:48 ～ 14:50)

○山崎和久委員 北浦の山崎です。住民団表として一言述べさせてもらいます。今までの話を聞いていると、この協議会は、合併することで行財政計画を推進する協議会だと思います。ここが模範となって改革を推進していただきたいと考えています。この行革の推進のためには、どうしても期限内合併が、年度中が不可欠だと思っていました。どうしてもいろいろな事情で、期限内合併ができないならば、残念であります。仕方がないのかなと思います。事務所の位置についての3町長、議長が合意なされたならばよいと思います。新庁舎の建設については、行財政改革のための建設だと思うんです。必要だからたてるのだと思います。この考え方が一般住民としては納得がいくのではないかと思います。合併のメリットに合併特例債というのがありますが、やはりこれも税金であります。新庁舎建設には、ここで今新しい調整方針が出ましたが、財政改革のための合併だと頭に入れて十分検討していただき、新しい市の市長さん、議会の議員の皆さんには対処していただきたいと思います。要望です。

以上です。

○横山会長 大変ありがとうございました。前におります3人の町長と議長は、今の言葉を肝に銘じておきます。

ほかにありますか。

宮内さん。

○宮内守委員 いろいろご決定をいただきまして、まことにありがとうございました。こういう形で調整方針ができたということで、北浦町としては会長の提案の内容に賛成したいと思っております。

○横山会長 それでは、大分議論の方も出尽くしたというふうに判断をいたします。

それで、会長の案につきまして皆さんに、お諮りしたいというふうに思います。

それではまず、合併の期日でございますけれども、平成17年9月2日と決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定させていただきたいと思います。

次に、新市の事務所の位置でございますけれども、新庁舎を建設するまでの条例上の事務所の位置につきましては、現在の麻生町役場の位置と決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定させていただきたいと思います。

大変ありがとうございました。

続きまして、協議事項③でありますけれども、議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 委員の皆様方には、ご案内のとおりでございます。合併後2年以内、協議により定めた期間在任できるということになっておりますので、今ご決定いただきました17年9月2日から2年以内ということで在任期間をご協議いただきたいと思います。よろしく願いします。

○横山会長 これにつきましてご意見等ございますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 本日、合併の期日がただいま決定を見たわけでございますが、それに基づく在任期間決定につきましては、北浦でまだ協議しておりませんので、できればきょうはご提案だけにさせていただきたいと思います。

○横山会長 北浦町ではまだ協議していないということでございます。これは議員さんは自分のことですから、ひとつ協議を後日していただきたいというふうに思います。

麻生町さんは。では、議長の方からお願いします。麻生だけは決まっているんでしょう。

○酒井委員 北浦の方では、この案に対しての話が出ていないということなんですが、今、議長とも話をしたんですが、前に一応在任特例の話も何とかしまして、麻生町の方は一応北浦さん、玉造さんの方でもやったことだと思っていたんですが、やっていないということなのでお話をしますけれども、一応平成18年11月30日、先ほど山崎委員さんからお話がありましたように、この合併は行財政改革をテーマとして、これを基本にやっていかなければならないことですから、合併の期日が9月2日に延びたから在任特例を延ばすということではなくて、平成18年11月30日で在任特例はいいんじゃないかということで、麻生の方の議会では了解を得ました。玉造さんはどうなんですか。

○横山会長 それは会長が後から聞きますので。

麻生の方からは平成18年11月30日というようなお話でございました。玉造町さんで、埴委員さんお願いします。

○埴委員 合併の期日の問題等が先ほど決定したということで、玉造の方でも11月というような話は一度した経緯がございますけれども、もう一度議会の方で確認して、それからということにしていきたいというふうに思います。

○横山会長 それでは、玉造町さんの方では議会の特別委員会の方で再度確認して決定するというようなお話でございます。したがって、この件につきましては、次回までの継続協議ということにいたしたいと思います。ぜひこの次は決定をいたしたいというふうに思いますので、委員の皆様方、ひとつご審議をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

宮内委員さん。

○宮内勲委員 その行き方はちょっと変じゃないでしょうか。この会議は協議会なんですよ。ですから、委員は委員の立場で出す、議長は議長の立場でおっしゃるので、それでみんな各自でここまでやって、「それでどうですか」、そういう会ではないと思うんです。委員が平等に立って、そして発言いただきたいことがあればやるというような考えでどうですか。

○横山会長 そうですね。大変失礼しました。提案していただくということに修正したいと思います。この協議会に議会でめいめい協議していただいて提案していただくということで、提案していただいてから協議するというので、宮内さん、ご理解をお願いいたします。大変

失礼しました。

ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 ないようでありますので、継続協議ということにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間も大分たっておりますので、ここで10分間休憩いたします。トイレ休憩、同時にお願いいたします。

(休憩15:07~15:21)

○磯山調整班長 事務局の磯山です。

前回お配りしてある資料について、第9回行方郡合併協議会提案事項資料の方の1ページを見てもらいたいと思っております。

協議事項④、協定項目24-(6)保健衛生事業について説明いたします。

施設整備の状況についてはごらんとおりでございます。

健康づくり推進組織につきましては、同じくごらんとおりです。

2ページの方を見てもらいたいと思っております。

各種検診(成人保健)につきましては、検診の数、対象者、料金に多少差異があり、ごらんとおりになっております。

4ページの方を見てもらいたいと思っております。

各種検診(母子保健)につきましては、検診等の数、実施回数、対象者に多少差異があり、ごらんとおりになっております。

また、6ページの(11)母子手帳交付につきましては、麻生町、玉造町では保健センター等で交付しておりますが、北浦町では町民課で交付しており差異が見られます。

その下の訪問指導につきましては、ごらんとおりになっております。

健康教育につきましては、事業数、回数、対象者に多少差異があり、ごらんとおりになっております。

8ページの方を見てもらいたいと思っております。

健康相談につきましても、事業数、回数、対象者に多少差異があり、ごらんとおりになっております。

9ページの方を見てもらいたいと思っております。

予防接種につきましては、ごらんとおりになっております。

10ページの方を見てもらいたいと思います。

献血につきましては、報償費に差異があり、麻生町では1人 500円、北浦町・玉造町は1人 400円になっております。また、実施回数に差異が見られます。

健康増進施設につきましては、ごらんのとおりになっております。

以上を踏まえ、1ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしましては、3町の保健センターは地域の保健拠点として、新市に引き継ぐものとする。

(1)として、健康づくり推進組織は、合併時に統一する。

(2)訪問指導、健康教育、健康相談は、現行のとおりとする。

(3)各種検診（成人保健）、（母子保健）、予防接種は、合併時まで調整する。

(4)献血は、報償費を統一し、現行のとおり実施する。

健康増進施設は、新市に引き継ぐものとする。

以上、提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見を伺いたいと思います。

何かございますか。

(ありません)

○横山会長 ご意見がないということでございますので、保健衛生事業につきましては、調整方針（案）のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのとおり決定いたします。

次に、協議事項⑤でありますけれども、農林水産関係事業についてを議題といたします。

事務局より要点を説明いたしたいと思います。

○白鳥書記 事務局の白鳥と申します。よろしくお願いいたします。

資料は14ページをごらんになっていただきたいと思います。

提案事項②、協定項目24-(8)農林水産関係事業について説明をさせていただきます。

なお、前回、事業の内容については一度説明させていただいておりますので、申しわけございませんが、簡略に説明させていただきますのでご了承いただきたいと思います。

まず、3町の事務事業の現況等について説明いたします。

資料の中段をごらんいただきたいと思います。

まず、各町での農業関係についての計画書の策定状況をお示ししております。

次のページをお願いいたします。

農業経営改善支援体制整備事業についてです。こちら、農業経営基盤強化促進法に基づき、3町で行っている事業を記載してございます。

次に、農業振興推進事業についてです。

3町の認定農業者の連絡協議会のそれぞれの内容等については、資料のとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。

農業用廃ビニール収集処理事業です。回収回数、農家の負担する処理費に差異があります。差異の内容は資料のとおりとなっております。

次に、土壌消毒用空缶処理事業です。これは3町で事業内容に差異があります。差異の内容については、ごらんとおりとなっております。

次に、農作物被害防止事業についてです。3町ともに同じような内容で、事業報告を行っております。

次のページをお願いいたします。

転作事業についてです。3町ともに、水田農業推進協議会、生産調整推進センターの設置の状況は同じですが、農家への推進の方法に差異があります。推進の体制については資料のとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。

土地改良事業であります。現在、3町とも、土地改良区の運営等についての補助等を行っております。

次に、病虫害防除対策事業についてです。これは、3町で防除の方法に差異があります。差異の内容については資料のとおりとなっております。

次に、畜産事業であります。3町ともに、ほぼ同一の事業を行っております。

次のページをお願いいたします。

林業事業であります。造林事業については、3町ともに実施しております。平地林事業については、玉造町のみ行っております。

次に、漁業事業です。平成16年度の事業内容を載せてございます。こちらは漁協と連携して実施しております。

それでは、申しわけございませんが、14ページに戻っていただきたいと思っております。

調整方針（案）であります、

- 1、整備計画等については、新市において新たに策定する。
- 2、農業経営改善支援体制整備事業、農業振興推進事業については、新市において再編する。
- 3、農業用廃ビニール収集処理事業については、合併時までに調整する。
- 4、土壌消毒用空缶処理事業については、合併時に統一する。
- 5、農作物危被害防止事業については、合併時に統一する。
- 6、転作事業については、国の制度を踏まえ、新市において調整する。
- 7、土地改良事業については、新市において調整する。
- 8、病虫害防除対策事業については、合併時までに調整する。
- 9、畜産事業については、合併時に統一する。
- 10、林業事業については、合併時に統一する。
- 11、漁業事業については、合併時までに調整する。

以上が提案の内容であります。よろしくお願ひします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見を伺いたいと思います。

何かございますか。

山崎委員さん。

○山崎和久委員 北浦の山崎です。

調整方針（案）にあります2番の農業振興推進事業については、新市において再編するという事なんですが、既存の農業者組織なんですが、その扱いというのは、再編というのはみんな残すのか、それとも3町で必要なもの、必要ではないものという言い方はおかしいかもしれませんが、整理するのか、その辺をお伺ひいたします。

○横山会長 事務局で説明をお願いします。

○白鳥書記 こちらの事業については、地域農業マスタープランという計画書に基づいて、各町で事業等が行われています。新たに地域農業マスタープランを策定し、そこで事業の再編の計画をつくるような形になるのではないかと思います。

ただ、団体等については、これまでの活動の経過等がありますので、一遍に再編する形は難しいのではないかと思います。徐々に進めていくような形になるかと思われまふ。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

お願いします。

○埜委員 それでは、ちょっとお伺いしたいんですけども、土壌用消毒空缶処理事業について合併時に統一するという事なんですけれども、これは、北浦さんの方では処理機械とか何とかあるというようなことを聞いたんですけども、そこでも、今こういうふうなのはできないんですか。それまで時間がかかるとか何とかなんですか。

○横山会長 事務局に説明をお願いしたいと思います。

○白鳥書記 分科会及び専門部会では、今、埜委員さん言われたように北浦町に処理施設がありますので、そちらの方で缶を処理するような形にして、その後、業者の方に委託するような形で、分科会、専門部会では話の方をしております。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

鈴木さんお願いします。

○鈴木委員 玉造の鈴木です。

農業事業について、各町、麻生さん、北浦さん、玉造といった中で、補助の部分があるかどうかと思います。大分、玉造、北浦さん、麻生さんと差があるというふうなお話を聞きますけれども、どのようにしてこれを調整していくのかお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○横山会長 事務局よりお願いいたします。

○白鳥書記 これにつきましては、さまざまな事業等が行われておりますので、これまでの実施した経過などを踏まえて、徐々にといたしますか、できるところから進めていく形になると思います。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでございますので、農林水産関係事業につきましては、調整方針(案)のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、協議事項6でございますけれども、生涯学習事業についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○白鳥書記 続きまして、資料の24ページの方をごらんになっていただきたいと思います。

提案事項③、調整項目24-13生涯学習事業について説明をさせていただきます。

これらの事業につきましても、前回一度説明させていただいておりますので、簡略に説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まずはじめに、3町の事務事業の現況について説明いたします。

資料の中段をごらんになっていただきたいと思っております。

まず、公民館について、3町それぞれの設置状況を記しております。

次のページをお願いいたします。

公民館職員の配置、公民館運営審議会委員の委員数の状況を載せてございます。

次に、開館時刻・休館日についてです。開館時刻については3町とも同じです。休館日については差異があります。差異の内容は資料のとおりであります。

次に、使用料です。使用料については、別途協定項目のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

公民館講座についてです。内容については、平成16年度の講座の実施状況を載せてございます。この資料の中で誤りがありますので、申しわけございませんが訂正をお願いしたいと思います。玉造町の欄で、一番上に「フワラーアレンジ」とありますが、正しくは「フラワーアレンジメント」になりますので、訂正の方をお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

図書館・図書室についてです。こちらは分科会及び専門部会での調整の内容については、図書館については、新市の図書館として引き継ぐものとし、公民館図書室と一体的な運営を図る。また、貸し出しのシステムについては合併後に統一する方向で調整しております。

次のページをお願いいたします。

文化会館になります。北浦町のみに設置されております。

施設使用料については、別途協定項目のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

文化会館使用料の続きの部分になります。すみませんが、ここでも訂正をお願いしたいと思います。一番下の部分で備考というところなのですが、備考の2番で「営利宣伝その他これに類する目的の催し物」という形が正しいのですが、「催し物」の漢字が誤って記載されておりますので訂正の方をお願いしたいと思います。

次のページをお願いいたします。

生涯学習及び社会教育関係事業についてです。こちらは平成16年度に3町でそれぞれ行っている事業を載せてございます。

次に、芸術・文化についてです。平成16年度の事業を載せてございます。

次に、成人式の実施状況を載せてございます。

次のページをお願いいたします。

各町の指定文化財の状況、平成16年度の文化財保護事業の内容、文化財保護審議会委員の状況になっております。

次に、町史編纂業務の内容であります。

次に、社会教育委員の委員数の状況になります。

次に、生涯学習推進本部の設置の状況になります。

次に、青少年問題協議会の委員数の状況になります。

次のページをお願いしたいと思います。

青少年相談員の委員数になります。

次に、社会教育指導員の指導員数になります。

次に、体育祭についてです。3町それぞれの実施の状況をお示ししてございます。

次に、スポーツ教室です。平成16年度の内容を記載してございます。

次に、体育指導委員の委員数の状況です。

次のページをお願いいたします。

スポーツ大会の実施の状況です。平成16年度開催予定の大会を載せています。ここで訂正箇所がありますので、訂正をお願いしたいと思います。北浦町の欄で上から3行目の「予餞会」というところなのですが、「餞」の漢字が誤りまして、正しくは「選」になりますので、訂正の方をお願いしたいと思います。どうも申しわけございません。

次のページをお願いいたします。

学校施設の開放についてです。これは、学校の校庭及び体育館の開放の状況です。

次のページをお願いいたします。

社会体育施設の内容及び使用料になります。使用料については、別途協定項目になりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、申しわけございませんが、24ページに戻っていただきたいと思います。

調整方針（案）ですが、

- 1、公民館については、現行のとおり新市に引継ぎ、休館日、開館時間については、合併時に統一する。
- 2、公民館各種講座については、地域の実情を考慮し新市において調整する。
- 3、図書館及び図書室については、現行のとおり新市に引継ぎ、相互利用を推進するよう調整する。
- 4、文化会館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5、生涯学習及び社会教育関係事業、芸術・文化事業については、新市において再編する。
- 6、成人式については、新市において調整する。
- 7、国、県、町指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 8、文化財保護事業については、現行のとおりとする。
- 9、体育祭については、開催方法、開催場所等を、新市において調整する。
- 10、各種スポーツ大会、スポーツ教室については、合併後速やかに調整する。
- 11、学校施設の開放については、現行のとおりとする。
- 12、社会体育施設については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。

以上が提案の内容になります。よろしく願いいたします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見をお伺いいたしたいと思います。

何かございますか。

大曾根委員さん。

○大曾根委員 玉造町の大曾根でございます。

一つ、お願いというか、質問させていただきます。

調整方針（案）の3番「図書館及び図書室については、現行のとおり新市に引継ぎ、相互利用を推進するよう調整する」となっております。そのことについてですけれども、玉造町においては図書館ということで現在図書館活動が、私たちの目から思いましても大変充実された内容で行われていると思っております。麻生町と北浦町さんにおいては図書室ということなんです。もともと図書館と図書室というのは、所属するところが違うように思っております。図書館というのは図書館法で設立されているものと考えております。図書室というのは、公民館事業の中の図書室の事業だと思っております。つきましては、事業内容が違うものを一緒にするということになりますと、ちょっと差異が生じて無理なところも出てくるのではないかと懸念するところがありますが、事務局としましては、その辺はどのように調整する方針かお伺い

したいと思います。

もう一つでございます。

それで、お願いしたいことは、玉造町の図書館は、茨城県で町として一番最初にでき上がった図書館と聞いております。そのとき、坂本前町長さんが将来を見据えて思い切った改革の中で図書館が開館されたことを先代から聞いておりますので、以来23年間、玉造町においては図書館事業が代々の館長の思い入れと町長さんの思い、行政の中で地域住民のために大変に有効活用されておまして、青少年教育、特に幼児教育の本の貸し出しなどにつきましては、年々内容がすごく充実されてきております。そういう思い入れというものを十分に検討していただきまして、新市に移りましたときにはほかの公民館図書室と連携いただきまして、現在の私たちの玉造町の図書館が本館となりまして活動はされると思いますけれども、大いに図書館の充実ということを念頭に入れていただきまして事業革新を進めていただけたらと願っておりますので、その点、事務局の方でもお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○横山会長 それでは、今の要望とご質問と二通りあったと思うんですが、お答え願います。

○白鳥書記 まず、はじめの図書館と図書室についてなんですが、こちらについて、分科会及び専門部会で現在話している内容については、まずシステムの統一について、システム会社の方の都合もありますが、まずそちらの方が統一できないだろうかというような話をしています。そうしたシステムを統一した後に、それぞれ図書館、図書室、相互利用できるような形にしていきたいというような話をしているような状況であります。

○横山会長 では、もう一回お願いします。

○大曾根委員 もう一度お願いしたいんですが、そうしますと、玉造町は図書館だと思うんですが、図書室の方は図書室になるんでしょうか、それとも図書館分館のような形になるんでしょうか、形態がどのような形になるのかお願いしたいと思います。

○白鳥書記 お答えいたします。

教育委員会の方で管轄をそれぞれ行ってございますので、そちらでまた組織の関係で話をし、正式には決定するような形になるかと思えます。現在は、内容については、図書館及び図書室についてはそのまま新市に引き継ぐ形でやっていくと思えます。よろしく申し上げます。

○横山会長 はい。

○埜委員 それでは、お聞きしたいんですけれども、文化財の審議会委員、その他の社会教育委員、生涯学習推進本部であり、そうした青少年問題協議会とか青少年相談員、社会教育指導員、体育指導員等、人数がそれぞれ差異があると思うんですけれども、それについてはどうい

うふうに調整されていくのかお聞きしたいと思います。

それと、青少年問題協議会というのは生涯学習事業の方なんでしょうか、それとも福祉その他の、そこら辺をちょっとお願いしたいんですが。

○横山会長 事務局でお答えを願います。

○白鳥書記 人数等については、それぞれ分科会及び専門部会で、新市になったらどのくらいの人で運営しようということで話をしております。例えば、社会教育委員ですと、20名以内としてやるとか、また、文化財保護審議委員ですと、全体で15名以内でやるとか、そういった話の方を分科会及び専門部会で話をしております。

また、青少年問題協議会を生涯学習で取り上げたものにつきましては、それぞれ町の方の担当課の状態により、今回生涯学習事業の方で取り上げさせていただきました。

○横山会長 もう一回、埴委員さん、お願いします。

○埴委員 それから、もう1点、同じところなんですけれども、スポーツ大会、玉造、麻生、北浦町であるんですけれども、例えば、北浦町、玉造についてはスポーツ少年団主催とあります。そういった中で麻生町はスポ少と簡単に書いてあるんですけれども、この辺はちょっと、何かスポ少ではなく、きちっと書いていただければいいと思います。これはつまらない要望かもしれませんが、同じにお願いしたいと思います。

○横山会長 事務局でお願いいたしたいと思います。

○白鳥書記 すみません、資料の方がわかりづらくて申しわけありません。麻生町の大会については、ここの資料についてはすべて町と体育協会が共催というような形で行われております。その関係で、表記が統一できなかった部分もありますので、そういうことでご了承願いたいと思います。よろしくお願いします。

○横山会長 ほかにございますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでありますので、生涯学習事業につきましては調整方針(案)のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 そのように決定させていただきたいと思います。

続きまして、協議事項⑦でありますけれども、新市建設計画の前半についてを議題といたします。

前回の協議会で、委員の皆様方にご意見とご要望を提出していただくようお願いしたところ

であります。その結果等について事務局より説明をお願いいたしたいと思っております。

○森坂計画班長 事務局の森坂です。よろしくお願いいたします。

皆さんのお手元に合併まちづくり計画前半の意見、要望取りまとめという3枚とじの資料が行っているかと思うんですが、こちらの方をごらんになっていただきたいと思っております。併せて、合併まちづくり計画書の方も一緒にごらんになっていただければと思っております。

前回ご提案をしまして、それぞれご意見、ご要望がありましたらということでお伺いしたわけなんですけれども、その中で、8名の委員さんから意見・要望ということで出されました。それをまとめたのが、この3枚とじの資料の方になってございます。

まず、はじめに、建設計画の22ページに記載してございました主要指標の見通しの人口の部分でございますが、これは目標人口4万人ということで、それぞれ定住化の施策や東関東自動車道の整備、国道の整備、複合団地の開発、百里飛行場の共用化だとか、そういったいろいろな要素が加えられて人口減に歯どめがかかり、現在の人口を10年後は4万ということでできるのではないかとということで、こちらのご意見の内容を踏まえるとともに、生活環境の充実及び目標人口達成に努めてまいりますというようなことでございます。

次に、23ページに新市の将来像ということで記載してございましたが、この中で、新市の将来像、「豊かな自然との共生、活力ある人々、こころふれあうまち」ということで、このふれあいのまちというのが、もう少しインパクトの強い表現がないのかなというようなご意見でございましたが、将来像につきましては、3つのサブフレーズで対応してございます。「水と緑に恵まれた自然と共生し、快適に暮らせるまち」「地域資源を活かした、活力創造と人材育成のまち」、そして、この「こころふれあうまち」という部分につきましては、「ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせるまち」ということでサブフレーズをつけてございますので、こちらで説明しているということでございます。また、基本方針以下においても、ともに地域を支えるという福祉を盛り込み、まちづくりの柱として考えていきたいと思っております。

次に、24ページの方に記載してございました、まちづくりの基本方針でございますが、基本方針の1そして2の方に関連するかと思うんですが、「安心して暮らせるまちをつくるためには、地域の住民が助け合っていくことが必要です」というようなご意見、それから、「治安悪化が社会問題になっています。住民が安心して生活するためには、行政だけに頼るのではなくて、地域一体となった安全対策が必要だ」というようなご意見がございました。基本方針について、ともに支え合う社会環境づくりを盛り込んでおります。基本方針の1の2行目ですか、「新市においては、行政と民間ボランティアの連携により、住民が共に支え合う生活環境づく

りを進める」というような文言を記載してございます。

また、基本方針2の「このため」の後に「地域ぐるみ」という字句を追加し、地域が一体となった対応の趣旨を指標としますということで、基本方針の2行目に「このため、学校教育の充実や」というような文章の後に、基本方針の2にあるかと思うんですが、ここに、「このため、地域ぐるみで学校教育の充実や生涯学習活動の推進、文化・スポーツの振興、青少年健全育成の推進を図るなどして」ということで、そこに文言を加えてはどうかということ考えてございます。

次に、1枚資料をめぐっていただきまして、24ページの調整方針3番の産業の振興でございます。産業の振興、特に農業の振興部分についてであります。3町とも農業が基幹産業だと言われております。その中で農業振興のブランド化を図っていくという部分でございますけれども、既存の農業振興センターを存続させ活用するか、あるいは、それに類した機関を設置し振興施策を行ってはどうでしょうかというようなご意見がございました。これにつきましては、修正案の方に記載してございますが、当地域の基幹産業であることから、新市のまちづくり計画のあるいは振興施策の中で農業振興センター機能の充実というような部分の趣旨を織り込んであります。

きょう最後に建設計画の後半部分のご提案する予定でございますが、まちづくり計画の後半部分の資料を見ていただければなと思いますけれども、その7ページを開いてください。その中で、「産業の振興」という部分で「施策の方針」、そこに「農林水産業の振興」という項目がございますが、農林水産業の振興という施策の方針の中でそれらをうたってございます。3行目に「さらには、農家・生産者団体・JA等との連携を強化するとともに、農業振興センターの機能を拡充し、一体的な農家支援体制を確立しながら、担い手の育成・確保や市場又は消費者ニーズに対応できる産地体制の整備を図ります」というような文言で盛り込む予定でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、産業振興の企業誘致につきましては、自主財源の確保それから働く場、そういうふうな必要性を受けとめ、誘致を積極的に進めていきたいというようなご意見でございます。これにつきましても、企業誘致につきましては、財源の確保や職場づくりの観点から重要であるため、産業振興の2の商工業の振興の盛り込ますというふうに記載してございますが、こちらも後半部分の計画も同じく7ページの「商工業の振興」の部分の2行目に、「工業については、融資制度の活性促進などにより中小企業の育成を図るとともに、企業誘致の促進などにより雇用の確保を図ります」というような文言で記載してございます。

次に、同じく産業振興の滞在型観光ということで、農産物あるいは直産物を利用して滞在の観光を促進してはどうでしょうかというようなご意見でございます。

同じく、後半部分の7ページに「観光レクリエーションの振興」の部分で、最後の2行目に「さらに、特産直売所の整備やグリーンツーリズム施策等を検討し、農業と観光レクリエーションの振興を図ります」というようなことで、観光資源を活性化しながら観光レクリエーションの振興を図っていくよというようなことで記載してございます。

次に男女共同参画を基本方針に盛り込んではいかがでしょうかということでございますが、これにつきましても、後半部分の14ページに「連携・交流の促進」という項目がございますが、こちらの⑤で「住民参画・協働の推進」という項目がございますが、その中で「女性の社会参画を促進します」ということで、主要施策の中にも、さらに協働参画事業ということで記載させていただきました。

次に、当地域は一部、南関東直下型地震のエリアに含まれていることや、西浦、北浦に囲まれている等をかんがみ、防火対策について明記してはというようなご意見でございます。これにつきましては、基本方針の前半部分の24ページに基本方針4ということで「生活環境の整備」というのがございますが、ここの3行目に「定住化を進める住環境の整備などを通じて」というような文章があるかと思うんですが、そこに「定住化を進める住環境の整備」の後に、「防犯対策の充実」という文言を加えたらどうでしょうかというようなことでの修正案でございます。

次に、資料1枚めくっていただきまして3枚目になりますが、前半部分の27ページになります。土地利用の方法ということで、それぞれ各ゾーンごとの土地利用の方法ということで、行方台地ゾーンあるいは霞ヶ浦湖畔ゾーン、北浦湖畔ゾーンということで記載してございます。ゾーンごとの連携が必要ではないかというようなご意見がございました。新市の土地利用においては、各ゾーンの特徴を生かすとともに、それらが相互に連携することで地域全体の振興発展につなげていきたいというふうに考えてございます。

次に、28ページになろうかと思いますが、地域福祉拠点という部分で、特別養護老人ホームというのを麻生町において建設してはというご意見、そういうのも地域福祉拠点の中を含めたらどうですかというご意見でございます。地域福祉拠点を中心として市内の関係施設等と連携を図っていきますということで、行政という施設を中心に、それらの施設につきましても連携を図りながら拠点整備ということで進めていきたいなというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、全体的な総括的な意見ということで、3点ほどご意見がございましたので記載し

てございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上が建設計画の前半部分に対しましてのそれぞれの委員さん方からのご意見でございます、それに伴いましての修正（案）等を記載してございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○横山会長 事務局からのご説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見をお聞きいたしたいと思います。

何かございますか。

橋詰委員さんお願いします。

○橋詰委員 行財政の現状というところで16ページなんです、3町の議員、職員数、これは職員数につきましては3町合計で400人ということで（普通会計）ということになっておりますが、これは普通会計ということであって、実際の職員数はこれよりかなり多いのではないかと。私の聞いているのは467名いるはずだというふうに聞いておりますが、なぜ実際の数字より、このように普通会計で小さく書いて、人口1人当たり、また少な目という計算になるかと思うんですね。これは、この職員数と実際の467名いるとすれば、その467名の人件費総額、これに対してどのような考え方を持っておられるのかお尋ねします。

○横山会長 それでは、事務局よりお答え願いたいと思います。

○森坂計画班長 この行財政の状況の職員数につきましては、ご指摘のとおり400人となっておりますが、これは普通会計ベースでの職員数の人数でございます、このほかにも上下水道やそのほか特別会計に入っております職員数が入ってございません。

ちなみに、今、ご指摘ございましたように、総計で467人というような職員数があるというお話でございますが、実際にはその数と全く同じでございます。現在の人数でいいますと、全体で麻生町が187人、北浦町が139人、玉造町が141人、合計467名となっております。そのうち、行政職が382人、教育職が26人、現業職が59人という数字になってございます。なお、この比較の中では、一般会計ベースでの記載となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○橋詰委員 それと人件費。

○横山会長 人件費わかりますね。

○森坂計画班長 全体の人件費でしょうか。

○橋詰委員 全体の職員数の、467名に対する人件費。

○森坂計画班長 ちょっと待ってください。

○橋詰委員 40億ぐらいだと聞いているんだけど、大ざっぱでいいよ、1億ぐらいのことであれば。40億だというから、40億か41億ぐらいの違いなら。

○横山会長 それでは、事務局よりお答えをさせますので、よろしくお願いします。

○森坂計画班長 3町合計の数字になってしまいますが、38億5,000万程度です。ちなみに、これは環境美化組合の20名の分も入ってございます。

○横山会長 よろしいですか。

○橋詰委員 このまま一人も職員数を採用しないで10年間推移した場合、311名ぐらいだというようなシミュレーションになっているそうでありますが、これは新庁舎計画等、また連動しているいろいろ考えなくてはならないと思うんですが、一人も採用しない場合は311名で10年後というように認識してよろしいでしょうか。

○森坂計画班長 全体的には467名と言いましたけれども、10年間で退職する人数としましては10年間で約150名程度です。

(退職)

○森坂計画班長 退職する人数が150です。

○橋詰委員 そうすると、幾らになるわけ。

(117名)

○森坂計画班長 そうですね。

○横山会長 どうぞ。

○橋詰委員 それから、人件費の問題はこれからよく考えなくちゃならないと思うんですが、今の計画の中で3町合わせた人口を4万人というような数字が、平成26年に目標人口4万人というように書いてあります。このままですと、人口の将来予測は、2030年には、麻生町1万1,929人、北浦町9,008人、玉造町1万1,214人というような、同じ人口問題研究所から出ている資料なんですけど、この差を、先ほどの計画の中で雇用も結構ですが、果たして4万人に維持できるかどうか。同じ人数だけでは私はちょっと心配なんですけど、何を根拠に4万人という数字を、子育て支援と雇用の確保、これで4万人が、2030年には3万2,000人ぐらいしかないわけですね、総合で。それが4万人維持できるというような格好で持って行くんですが、もうちょっと資料の見通し、特に麻生町さんについては、人口減少率が平成12年を100とした場合2030年には71.9ポイントまで下がるわけです。約30%減少するような甚だしい減少率が、中心地であるという、今度の事務所の麻生町さんで減少、衰退すると。これはシミュレーションですよ、これは私が言ったわけではないんですが、そのとおり出ているわけですよ。これについては、果た

してこのような資料の見通し、私は甘過ぎると思うんですが、どうでしょうか。

○横山会長 事務局よりお願いいたします。

○森坂計画班長 人口問題研究所から出ております人口推計ですと、22ページに記載してございますように、平成27年度は3町合計で3万7,892人という数字がございます。目標人口が4万人ですから、2,100人程度人数が合わないというようなことになろうかと思いますが、その点につきましては、先ほども申しましたように、ご指摘の方にもございましたとおり、まず雇用の場の確保に努力するということが大事かと思えます。それから、子育て支援のため、いろいろな教育あるいは福祉、介護、そういった住環境の整備も当然推し進めるということでございます。そういった中で、目標として4万人ということで設定しましたので、現実的に10年後に本当に4万人になるのかということについては何とも言えない部分がございますが、そういったものを加味して10年後も4万人を確保したいということで目標人数を設定しましたので、了解していただきたいかと思えます。

○横山会長 お願いします。

○橋詰委員 同じ資料なんですけど、2025年には、こちらは平成27年が3万7,000人となっておりますが、茨城の私たちと同じような資料では約3万二、三千人の人口にしかならないと。実質25年ですから、2年前には3万7,000どころか3万2,000になっていると。この資料の信憑性というものはどのようにとらえているんでしょうか。これは同じところから出ているんですが、資料のとり方、おかしいと思うんですよね。同じ材料で私言っているつもりなんですけれども。

○森坂計画班長 いろいろな推計の方法ございますが、私どもで使った資料につきましては、一番知られているのは、国立社会保障人口問題研究所というところを出している、小地域簡易将来人口推計システムというのがございます。その数字を使わせていただきました。その数字によりますと、このように10年後は3万7,890人という数字になってございます。

○横山会長 よろしいですか。

○橋詰委員 よく調べてください。同じところから出ていますから。

○横山会長 人口については、大体推計が当たるそうです。いろいろ先行き何人になるかという計算は当たる確率が非常に高い。経済なんかは難しいんだけど、そういうことだと思います。それが減らないように、これから頑張っていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思えます。

ほかにありますか。

どうぞ。

○橋詰委員 行方郡の3町合併が、多分新事務所または期日というような根幹をなすようなものがきょうは合意できたというところで、横山会長も大変ご機嫌がいいと思うんですが、今後、行方縦貫道、神栖・水戸線ですね。これの整備計画を3町合併については、ある程度のスピードアップ、これを図らなくてはならないと思うんですが、過日、茨城県の石岡台地でしたか、その7町村の関係者が集まった席での話では、銚田土木事務所または潮来土木事務所の考えが違いますが、予算づけがほとんどないんですね、今回は。それで、ほかの道路関係、百里基地関係の周辺整備については、かなりの周辺整備の予算が投入されているというのも事実であります。行方縦貫道路は茨城県にとって最重要課題の道路であるというような位置づけをして、なおかつ、くい打ちをして地元住民まで説明会をやったのは七、八年ぐらい前になるかと思うんですね、足かけ。でも、一向に着手しないで、新たな百里基地関連の新設道路、そういったものに対する用買はもう既にやっている。かなり取り残されていると思うんですね。これについて、事務方の方ではどのような見通しを一応立てているのか。特に、これ水戸・神栖線は、3町を貫くちょうど背骨となる一番の道だと思うんですね。これが全然未整備であるということについて、早期に、場所も中心部に持っていくということであればなおさら整備計画の中に盛り込んでいないんですよ、計画の中にね。これについて、なぜ盛り込んでないのか、また、どのような考え方でいるのか。茨城県としては、今のところ予算づけしていないと思うんですね。きょうは県会議員がおられませんから、そこら辺は事務サイドなり企画担当の方でどのように認識しているのか、それをお尋ねしたいと思います。会長でもいいですよ、それは。

○横山会長 水戸・神栖線でありますけれども、非常に行方台地が取り残されていることは事実だろうと思います。前は潮来土木事務所の方は、サッカーのために鹿嶋に相当のお金が出たと。今度は、百里飛行場の方の整備にお金が出るということで、何か取り残されているような感じは前々からいたしております。そういう状況の中で、県の方にいつも要望等々を行っているわけでありましてけれども、これからは3町で県の方に要望したい。県ができなかったときにはいろいろ方法があるそうでありますけれども、その内容等はお聞かせ願いたいんですが。

○岡田委員（藤咲委員代理） 資料を持ってこなくて申しわけないのですが、道路建設課の方で、今年度からの事業ということで、合併支援道路という位置づけを今システムとして持っていくようになりました。それが、根幹道、それぞれの地域で市町村道整備という形で、合併特例債という形で実施するんですが、通常はそれでやるんですけども、例えば非常に縦貫道路

的な3町をまたぐような部分で、本来県道でやらなきゃならないんですけども、なかなか、今お話があったように難しいような部分については、県道の振りかえというんですか、そういうものを新たに整備していくというような観点からすると、合併支援道路というような位置づけをとっていただいて、それぞれの市町村、特に合併協議の中での合併特例債に関係しなければならない。そうしますと、逆に言うと3割3分が自己負担になるわけですね。この自己負担分の7割、ですから21%、そうしますと、残り1割で自己負担で、この66%云々というのは、95%の特例債ですから、それに7割が返ってまいります、交付税処理をしていますので。そういう点からすると、例えばの話、100億の事業が、新しい新市町村間の持ち出しとしては10億で結果として道路整備ができるようなシステムでございます。それが、どの道路が本当にいいのかどうかというのは、道路建設課がこれから事業調査をしますので、そこで、例えばこちらは今お話があったような部分で余りにもおくれるのではないかとというような場合、要望活動していただいて道路建設課との調整という形になろうかと思えます。

このほかに、合併するとき県として支援する道路というようなこと、これは10年スパンという感じになりますので、またこれも別なスタイルになりますけれども、基本的には新たなシステムとして、今、道路建設課の方が持っているのは合併支援道路ということだけご認識いただければと思います。

○横山会長 ありがとうございます。今、県の方からお話があって、大変おいしいような話でありますけれども、実はおいしくない。これは、県がやるべきことを特例債でということですから、それはこちらに置いておいて、いよいよ県がお金がなくてできなければ、そういう活用もしなくちゃいけないのかなというふうな感じもいたしておるところでございます。ひとつ、本当に縦貫道路は、人間でいっても、魚でいっても背骨だということでもありますので、これは提示をしていかなければならないと思います。ひとつよろしく願っていたと思います。

ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでございますので、後半の提案部分もありますので、本日はここまでといたしたいと思います。よろしく願っていたと思います。

それでは、続きまして、提案事項に移らせていただきたいと思います。

まず、提案事項の①合併協定項目の変更についてから提案事項④の学校教育事業まで、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○江寺事務局次長 それでは、提案事項の1と2について、私の方から説明させていただきます。

す。

まず、提案事項の①をごらんいただきたいと思います。

先般5月の法律改正、地方自治法それから合併特例法の改正等におきまして、地域自治組織という制度が今後法律の中で施行されるということになりました。いずれにしましても、我々の合併協議会、3町が合併した時期には既に法律施行されているということになりますので、地域審議会の取り扱いとあわせて地域自治組織の取り扱いについて協議をする必要があるということで、今回協定項目の変更ということをご提案させていただくものでございます。

1番で、変更内容、「地域審議会の取扱い」という協定項目を「地域審議会、地域自治組織の取扱い」に変更するというものでございます。

理由につきましては、今申し上げましたように、地方自治法等の改正等によりまして、新たな制度の創設ということになったものですから、合併協定項目を変更するというものでございます。

続きまして、資料の2ページの方をごらんいただきたいというふうに思います。

今申し上げました地域審議会、地域自治組織の取扱いに対する提案資料でございます。

選択肢といたしましては、地域審議会、そして今、地域自治組織という形で大きくくりで申し上げましたけれども、法律の中で地域自治区というものと合併特例区、そして、後ほどの説明の中に入ってまいりますけれども、地域自治区につきましても、合併に際しての特例というものがございまして、それらのいずれかを設置するのか、もしくはいずれも設置しないのか、こういうこと、そういう選択肢の中でご協議いただくということでございます。

それでは、地域審議会等の概要について、こちらの2ページの資料をもとに説明させていただきたいと思います。

まず、地域審議会の欄をごらんいただきたいと思います。

根拠は合併特例法でございます。

目的等でございますけれども、合併関連市町村の区域であった区域を単位としてということでございますので、現在の3町、旧町の区域を単位として設置できる審議会ですということでございます。

役割としては、新市の事務に関し、市長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項について市長に意見を述べるというような内容になってございます。

設置方法につきましては、合併関係市町村の協議によりまして、合併前に決定をしていただくという必要がございます。

設置期間については、合併後一定期間ということで規定がされております。なお、先進事例におきましては、おおむね10年というような期間で設置されているようでございます。

そして、地域審議会の役割等でございますけれども、ちょっと繰り返しになる部分もありますが、構成員等ということで、構成員の定数、任期、任免その他地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項、そういうもろもろの地域審議会の制度については、合併関係市町村が合併前に協議して定めておく必要がありますよということでございます。

先行の合併事例におきましては、合併協定書の中に地域審議会の設置要綱等を盛り込みまして、協定をしているというようなことで取り扱われております。

そして、②の役割等の部分のところですが、冒頭申し上げました2つ、市長の諮問に応じて審議する。具体的には建設計画の変更そして執行状況等についての審議ということが1点でございます。それから、必要と認める事項について意見を述べるということでございますけれども、例といたしましては、公共施設の設置であるとか管理運営、そして、福祉、廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定から実施、そういうものについての意見ということで、地域審議会の役割が考えられるということでございます。

続きまして、地域自治区でございます。

後ほど申し上げます合併特例区というのがございますけれども、地域自治区については法人格を持たないということでございますが、合併特例区については法人格を有するというような違いがございます。

そして、地域自治区につきましては、地方自治法の中に規定されております。そして、合併特例法の中に、合併に際しての特例ということで特例が設けられておりまして、それについて、こちらの表の備考の欄にその旨、概略を記しておりますので、これは後ほどご説明をさせていただきます。

目的等でございますけれども、地域の住民の意見を反映しつつ事務を処理するため、新市の全域を対象として、区域を設けて設置するというので、新市の区域に設置するというのが趣旨でございます。

そして、役割として、市長の権限に属する事務を分掌させるということで、あくまでも市の業務の一部ということでございます。

設置方法につきましては、新市の条例で定めるということでございます。

設置期間につきましては、合併後何年とか、そういうような制限はございません。そして、地域自治区におきましては、

事務所を設置することと、事務吏員の事務所長が置かれるというような内容になっております。

そして、地域自治区のいろいろな役割に関しての審議等につきましては、こちらの協議機関の欄に書いてございます地域協議会という協議会を設置いたします。

構成員につきましては、地域自治区の区域の住民から市長が選任するということになります。

役割等ですけれども、市長等の諮問又は必要と認める事項について審議し、意見を述べるといふことの1点、それから、地域自治区の区域に係る重要事項は、予め協議会の意見を聞かなければならないというような規定になってございます。

そして、合併に関しての特例でございまして、合併関係市町村を単位に一部設置ができるという特例と、それから、先ほど事務所を設けて事務所長を置くということを説明させていただきましたが、特別職の区長を置くことが可能となります。それから、住所の表示に自治区の名称をつけることができるということで、これにつきましては、〇〇市の後に、例えば麻生であれば麻生区であるとか麻生町であるとか、名称については幾つか選択肢があると思えますけれども、そういうものをつけることができますというような内容になっております。

次に、合併特例区の方について説明させていただきます。

これは、合併特例法の改正、新合併特例法による制度になりますけれども、目的といたしましては、地域の住民の意見を反映しつつ、その地域を単位に事務を行うことにより、効果的な処理、生活の利便性の向上が図られ、それが新市の一体性の円滑な確立に資するとの趣旨から、合併関係市町村の区域であった区域を単位として設置するというので、これも旧町単位の設置ということでございます。

そして、設置方法につきましては、合併関係市町村の協議を経た上で県知事の認可を受けるというようなこととなります。

そして、設置期間につきましては、合併後一定期間ということになりますが、5年以内という期間になります。

それから、区の長ということで市長が選任した区長を置くことができるというものでございます。

それから、特例区の中で、協議機関といたしまして合併特例区協議会というのが置かれることとなります。

そして、この協議会の構成員でございまして、合併特例区内に住所を有する新市の議会議員の被選挙権を有する者のうちから市長が選任をいたすという内容になってございます。

次の役割等でございますけれども、地域振興等合併特例区に係る事務に関し、市長等若しく

は特例区の長から諮問された事項等について意見を述べるということ、それから、合併特例区の事務等については規約で定めることになりませうけれども、規約で定める特例区に係る新市の施策に関する重要事項は、予め協議会の意見を聴かなければならないということでございます。

実際に合併特例区の役割の例示でございますけれども、備考の欄に、3つ記載があると思えますけれども、事務の例示ということで、地域の集会所等の管理、地域振興イベント、地域に根ざした財産の管理ということで、例えば里山であるとか、そういうものについての管理を行うというのが合併特例区事務の例示ということで言われているところでございます。

少し順番、逆になりますが、備考の欄の一番上を見ていただきまして、合併特例区につきましても、住所の表示に合併特例区の名称を冠するということができます。先ほどご説明をいたしました地域自治区の合併に際しての特例と同じ内容でございます。

それから、合併特例区と地域自治区での大きな違いというのは、毎会計年度予算を調製するというのが合併特例区と地域自治区の大きな違いでございます。ただし、予算の財源については市からの移転財源という形になります。課税権であるとか起債権は特になんというふうなことでございます。

以上が地域審議会・地域自治組織の取扱いの概略でございます。

地域審議会につきましては、先ほど申し上げたように、あくまでも審議会ということ、それから、地域自治区については一定の事務を取り扱うということ、それから、地域自治区と合併特例区については、予算の関係であるとか区長の設置であるとか、そういった違いがありますよということで見ただけならばというふうに思います。

4ページに、もっと細かくということで資料を載せさせていただいてありますので、必要に応じてこちらの方もごらんいただきたいというふうに思います。

3ページの方へ戻っていただきまして、現在合併協議が行われている、そして調印を終えたというところも含めますが、現在の合併協議会における協議の状況でございます。これにつきましては、編入合併そして新設合併に分けて記載させていただいてございます。編入合併におきましては、ある程度地域審議会を設置すると。ただし、自治体の規模が異なるということが編入合併の場合に一般的なのかなというふうに考えられますけれども、上から3つについては編入をする側の自治体には設置せずに、編入される側の自治体にのみ設置をしていくというふうな状況でございます。

そして、新設合併につきましては、ここで既に取り扱いが7つ記載してございますが、現在、休止となっております、岩井・猿島・境を除きまして、地域審議会というのは設置をしないと

というようなことで協議の方を進めておるという状況でございます。

また、例えば、鉾田・大洋などは設置しないという形になっておりますけれども、理由を調べてみると、当該制度は、行政に民意を反映させるというような趣旨でありますけれども、現行でいきますと民意を反映させる制度というのは、議会議員の方々、議会制度というのが大きなウエートを占めているということございまして、合併に際して在任特例等を採用するということが一つの前提になるのかなと思いますけれども、そういう議会制度というものを考えた場合、そしてまた、新市の速やかな一体性というものを考えた場合、そして、行政組織の合理化・効率

化ということを考えた場合に設置をしないというように説明をされているようでございます。

それと、ここには記載されてございません、既に合併したということで記載させていただかなかったのですが、一昨年合併したつくば・茎崎の事例で言いますと、協議会の中でどう議論されたかということであると、やはり議会の在任特例があるので地域審議会というものを設置する必要がないだろうと。議会の活動やそれから広聴制度等を十分に活用して、新市の一体化を推進していくんだということで設置しないというような結論に達したということでご報告させていただきたいと思います。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。

続きまして、提案事項の③といたしまして、5ページの方をごらんいただきたいと思います。協定項目16番、公共的団体等の取扱い（その2）ということでご説明申し上げたいと思います。

公共的団体等の取扱い（その1）というのがございまして、既に以前の協議会の方で協議、決定をいただいております、ここにおきましては、北浦町の土地開発公社、玉造町の開発公社の取り扱いについてを協議をお願いするものでございます。

まず、資料の方の現況等の欄をごらんいただきたいと思います。

北浦町に北浦町土地開発公社という名称の公社が設置されております。また、玉造町に玉造町開発公社が設置されてございます。北浦町の土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律というものがございまして、それに基づいての法人ということで、目的としては、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことによつて、地域の秩序ある整備、住民福祉の増進に寄与というような内容でございます。

また、主な業務として、次に掲げるような、土地の取得、造成、管理、処分ということで、①から④ということでおおむね示してございます。

その他、造成事業の関係あるいはそれに対する業務ということでございます。

また、役員としましては、理事6名以内、監事2名以内ということでございます。

玉造町の開発公社につきましては、町内の土地資源の総合的活用を促進し、工業生産基盤等の開発整備を行い、地域振興事業を推進するとともに、町民福祉に係る施設等の設置及び管理運営を行い、もって豊かな地域社会の実現に寄与するというようなことで、主な業務としまして、工業用地の取得、造成、管理、処分及び斡旋、住宅用地その他公共用地等の取得、造成、管理、処分及び斡旋ということで、④までのものを主な業務として計上してございます。

役員としましては、理事が10名、監事2名ということで、実際に現実的な受託業務としましては、霞ヶ浦ふれあいランドの管理運営、道の駅の管理、物産販売所の管理運営ということでございます。

これらの現況に基づきまして、土地開発公社と開発公社でそれぞれの設立されております、いわゆる性格づけが違うということが、まずございます。それと、一部用地の取得関係の中では同様の業務もあるように見受けられますけれども、公拓法（公有地拡大の推進に関する法律）というところなんですけれども、適用による土地開発公社でありますと、例えば譲渡取得の際に特別控除の利点があるとか、そういうものがあるということなので、性格的に違うそれぞれの公社であるというような認識のもとに、調整方針（案）の方をごらんいただきたいと思えます。「北浦町土地開発公社及び玉造町開発公社については、新市の公社として引き継ぐ」というような調整方針（案）のご提案を差し上げたいと思えます。

なお、6ページ以降、関連する法令あるいは先進事例を参考として載せてございますので、後でごらんいただきまして参考にさせていただければと思えます。

提案事項③については以上です。

○白鳥書記 資料の方は8ページをごらんになっていただきたいと思えます。

提案事項④、協定項目24-12学校教育事業について説明させていただきたいと思えます。

初めに、3町の事務事業の現況等について説明いたします。

資料の中段をごらんになっていただきたいと思えます。

まず、3町の公立幼稚園の設置の状況及び対象児についてです。麻生町では、麻生幼稚園、太田幼稚園の2園が設置されております。対象は4歳児、5歳児で、2年保育になっております。北浦町では北浦幼稚園が設置されております。対象は4歳、5歳児で2年保育になっております。玉造町では、玉川幼稚園、手賀幼稚園、玉造幼稚園、現原幼稚園の4園が設置されております。対象は5歳児のみの1年保育になります。

次のページをお願いいたします。

保育時間についてです。麻生町は、午前8時30分から午後1時までになっております。北浦町・玉造町は、午前8時30分から午後3時までになります。分科会及び専門部会の調整の内容ではありますが、保育時間については午前8時30分から午後3時までで統一するという方向で進めております。

次に、預かり保育についてです。麻生町では、午前7時30分から午前8時30分と、午後1時から午後6時までの間となっております。対象児については5歳児のみとなっております。北浦町では実施されておりません。玉造町では午後3時から午後6時までの間となっております。これについては、降園後保育事業として福祉課の方で実施しております。この事業については、合併時は現行のとおりとし、新市において調整する方向で進めております。

次に、入園料及び授業料等についてです。入園料については、麻生町が2,500円、北浦町が2,000円、玉造町が2,500円です。授業料については、月額で麻生町が2,000円、北浦町が1,500円、玉造町が3,000円です。入園料・授業料についての調整の内容については、合併時に統一するという方向で進めております。

預かり保育の保育料についてですが、麻生町では600円、月額1時間当たり、玉造町では月額3,000円です。

次に、通園方法についてです。麻生町と玉造町では、保護者送迎で実施をしております。ただし、小学校学区内の園児、幼稚園の休園地区の園児等のみタクシー送迎を行っております。北浦町はマイクロバス送迎を実施しております。料金については資料のとおりとなっております。

次のページをお願いしたいと思います。

公立幼稚園の就園奨励補助金についてです。これは、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚教育の振興を図るために行っている制度であります。補助の対象者及び対象者の区分を①、②、③とお示ししてありますが、これについては3町で表現の違いが若干ありますが、同じ内容となっております。補助内容については、3町ともに入園料と授業料の合計額について補助の方をしております。限度額、減免の割合については資料のとおりとなっております。こちら調整の内容については、統一した制度にして実施する方向で進めております。

次のページをお願いいたします。

私立幼稚園についてです。こちらは北浦町のみにあります。名称はのぞみ幼稚園、対象は3歳児から5歳児で3年保育で実施しております。

次に、私立幼稚園の就園奨励補助金であります。北浦町のみ実施しております。補助の額については、国の基準の額に町で3万円上乗せして実施の方をしております。調整の内容について

ては、3町ともに統一した内容で実施するということで進めております。

次のページをお願いいたします。

小学校の概況になります。3町の小学校の概況を載せてございます。公立小学校ですが、麻生町では7校、北浦町では5校、玉造町では6校、設置されております。学級数、児童数については表のとおりとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

中学校の概況についてです。3町の中学校の概況を載せてございます。公立中学校でございますが、麻生町では2校、北浦町では1校、玉造町では1校設置されております。学級数、生徒数などについては表のとおりとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、私立中学校です。北浦町のみに1校あります。

次のページをお願いいたします。

義務教育の障害別特殊学級についてです。これについては、3町ともに同じ内容で実施しております。調整の内容については、合併後についても現行のとおり実施する方向で進めております。

次に、英語指導助手事業についてです。これは外国人の英語指導助手を配置し、英語教育の充実を図るために行われている事業であります。これについては、現行のとおり実施し、指導助手の設置などについて合併後に調整するというで進めております。

次のページをお願いいたします。

就学援助事業であります。これは、義務教育を受ける児童生徒が経済的な理由で就学困難な場合に、必要な援助を行い就学を奨励するものであります。また、特殊学級に就学する児童生徒の保護者に学用品費などの援助を行う事業でございます。3町実施の内容は資料のとおりですが、特殊教育の就学奨励事業のみ麻生町で行っております。調整の内容については、特殊教育の就学奨励事業を含め、統一して実施する方向で進めております。

次のページをお願いいたします。

遠距離通学交付金事業になります。玉造町のみで実施しております。内容については資料のとおりですが、遠距離地区に該当する生徒に1万円を交付するという事業になります。調整内容については、3町で実施する方向で進めております。

次に、中学生の海外派遣事業であります。玉造町のみ実施しております。資料は平成16年度の実施内容を記載してございます。調整内容については3町で実施するという方向で進めております。

次に、学校給食についてです。3町の給食センター施設の概要及び実施学校数、園数を載せてございます。建物構造、建築年月日、調理機能、調理方法、実施学校数、園数については資料のとおりとなっております。次のページをお願いいたします。給食センター職員の配置について載せてございます。こちら相違点としましては、調理員について玉造町が外部へ委託している点があります。次に、給食費についてです。3町月額給食費を載せてございます。こちらについては若干金額に差異があります。こちらについての調整内容であります。合併時については現行のとおりとし、翌年度に統一する方向で進めております。次に、献立の作成の内容についてです。主食の部分だけでございますが、内容については資料のとおりとなっております。

次に、18ページから22ページまでは他の事例になります。後ほどごらんになっていただきたいと思っております。

それでは、申しわけございませんが、8ページに戻っていただきたいと思っております。

調整方針（案）についてです。

- 1、公立幼稚園の入園料、授業料、保育時間については、合併時に統一する。また、対象園児、預かり保育、通園方法については、合併時は現行のとおりとし、新市において調整する。
- 2、公立幼稚園就園奨励補助金及び私立幼稚園就園奨励補助金については、合併時に統一する。
- 3、公立小学校、公立中学校については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4、障害別特殊学級については、現行のとおりとする。
- 5、英語指導助手事業については、現行のとおりとし、合併後に調整する。
- 6、就学援助事業については、合併時に統一する。
- 7、遠距離通学交付事業については、合併時に統一する。
- 8、中学生海外派遣事業については、新市において調整する。
- 9、学校給食の実施方式は、現状のまま新市に引き継ぐ。
- 10、給食費については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に統一する。

以上が提案の内容であります。よろしくをお願いいたします。

○横山会長 ただいま事務局から説明をいたしました。

これにつきまして、1から4の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

それでは、提案事項の1から4につきましては、以上のとおりとさせていただきますと思っております。

次に、提案事項の⑤でありますけれども、新市建設計画（後半）について、事務局より説明をお願いいたします。

○森坂計画班長 それでは、合併まちづくり計画の後半部分につきましてご提案をさせていただきたいと思います。

時間も経過してきておりますので、簡単にご説明をし、さらに後半部分の計画等につきましても、前半の部分と同様、それぞれの委員さんからご意見を集約しようということで、かわってそれをまとめて次回の協議会に提案させていただくという予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

合併まちづくり計画の後半部分につきましては、まず最初に、前半部分の基本方針を受けまして新市のまちづくり計画というのがございます。これにつきましては、それぞれ施策を大きく分けますと7つの施策に分けて、その中で具体的な施策の方針ということでそれぞれ項目立てをしてございます。さらに、これら具体的にどういった施策方針で事業を行うのかということをおあわせまして、主要事業ということで、それぞれの施策ごとに主な主要事業をそれぞれの項目ごとに事業を掲載してございます。それぞれの事業を掲載してございますので、そちらもごらんになっていただきたいと思ひます。全体的には、保健・医療・福祉の充実から始まりまして、教育・文化の充実、そして産業の振興、生活環境の整備、社会基盤の整備、連携・交流の促進、そして最後に行財政の効率化ということでそれぞれ記載してございますので、後でよくごらんになっていただきたいと思ひます。また、7番の行財政の効率化の部分は、先ほど議論になりました新市庁舎の整備ということで主要事業の中に掲げてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、18ページになりますが、新市における県事業の促進ということで、県が主体的に行う事業につきまして記載してございます。ここに産業の振興ということで、北浦複合団地の造成事業、2番目に大規模自転車道整備事業ということで記載してございます。訂正をお願いしたいんですが、大規模自転車道整備につきましては、頭に霞ヶ浦とつけていただきまして「霞ヶ浦大規模自転車道整備事業」ということをご訂正していただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

それから、社会基盤の整備の道路整備でございますが、先ほど県の方も厳しい状況だというようにございましてけれども、道路整備としまして5点ほどここに記載してございます。国道354号の北浦バイパス整備、355の牛堀・麻生バイパス整備、主要地方道水戸・神栖線の歩道整備、一般県道島並・鉾田線の整備、同じく一般県道山田・玉造線整備でございます。そ

それぞれ道路の整備でございますが、こちら、全線を整備するというわけではございませんで、その中のある一部分の区間限定ということでの事業ということで、県と事前の調整をしているところでございます。整備の要望がそれぞれの町であろうかと思いますが、事前に調整した中ではこの事業につきまして記載していいというようなことでございます。

それと19ページ、最後に、公共的施設の統合整備ということで、こちらちょうど新庁舎の建設の部分につきましてはいろいろと議論されたわけなんですけれども、この中で最後の方、「現在の三町の役場をそれぞれ「麻生庁舎」「北浦庁舎」「玉造庁舎」として、行政機能を分散させて設置します。新市発足後においては、新市の速やかな一体性の確立や効率的な行政運営を図り、合併の効果を最大限に発揮するために、新市庁舎を速やかに建設し出先機関も含めた計画的な統合整備を図ります」ということで記載してございますが、これらにつきましても、それぞれの委員さんの方からご意見・要望ということで聞かせていただければなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

後半部分の計画には、もう一つ、財政計画というのが最後につくわけなんですけれども、合併の期日等につきましても不確定な部分があったので、次回の建設計画の協議の中で財政計画も含め、前半の計画と具体的なまちづくりの事業もあわせてご協議をいただければと思いますので、次回、財政計画につきましてもご提案させていただきますので、よろしく申し上げます。

先ほど言いましたように、それぞれの委員さんの方には意見・要望ということで1枚ずつ配ってございますので、8月26日の日に合併事務局の方へご意見がございましたら提出していただきたいと思っております。大変申しわけないのですが、期限厳守でよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○横山会長　ただいま説明をいたしました。

建設計画の後半について、質問とあわせてご意見がございましたら承りますので、お願いいたします。何かありますか。お願いします。

○原委員　県の事業促進の中で、ただいま大規模自転車道整備事業ですか、霞ヶ浦となっております。「霞ヶ浦・北浦」と、北浦も入れてもらった方がいいのかなと思っております。

○森坂計画班長　この自転車道の整備につきましては、潮来市から霞ヶ浦湖岸をずっと整備しまして、麻生、玉造そして霞ヶ浦、土浦ということで、延長約40キロの広範な自転車道整備でございますので、この事業につきましては、名称が霞ヶ浦大規模自転車道整備事業ということになってございますので、それで了解をしていただければと思います。

○原委員 何とか北浦の方もできるように県に諮ってもらいたいと思います。

○横山会長 北浦については、額賀福志郎先生が会長を務めています治利水同盟会（霞ヶ浦北浦治水利水環境促進同盟会）で、北浦側にも建設する要望を国の方にいたしております。

ほかにありますか。

どうぞ。

○坂本副会長 新市の建設計画なんですけど、この協議会の中で意見をもらって集約するという事なんですけど、私の町としては、集落で座談会を持っていただきたいという集落側の申し出があります。そういう形で、町民の意向を新市建設計画の中に入れていきたいので、ぜひそういう時間を、今度おくれたわけですから、委員さんだけでなく、町民の座談会の中でも取り入れられるような計画、そういう余裕を持ってしていただきたいんですが、そういう要望なんですけど、いかがでしょうか。

○横山会長 どうですか、事務局の方で、今の玉造町長さんの。では、そのように頑張るということですので、よろしく願いいたしたいと思います。

ほかにありますか。

それでは、ないようでありますので、次に、議題の(4)でありますその他で、事務局から説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 その他で、2点ほどご説明をさせていただきたいと思います。

前回、ご意見がありました、補助金の町ごとの額について、お手元の方に資料をお配りさせていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

もう1点は、協議会の日程でございます。次回11回が9月2日ということで、前回、10時30分からお願いしたいということでご説明を申し上げたところなんですけど、都合がつかないところがありまして、午後1時30分からということ、13時30分から次回9月2日は行いたいということでもよろしく願い申し上げます。

次に、9月16日ということで、16日はいつもの時間どおりということで午後2時からの予定でございます。よろしく願い申し上げます。

○横山会長 議題につきましては、以上でございます。

それでは、皆様方におかれましては、長時間にわたりまして慎重なるご協議をいただきまして、まことにありがとうございました。進行役を事務局に返したいと思います。よろしく願いいたします。

○菅谷事務局次長 長時間にわたりまして、ありがとうございました。

それでは、坂本副会長より閉会のあいさつをお願いいたします。

○坂本副会長 本日は、第10回の合併協議会が長時間にわたり、また、内容が重要事項等々を承認していただいて、やっと思通しがついたというか、私もほっとしているところでございます。というのは、私も昨年を振り返ってみますれば、突然7月に提案しまして、麻生・北浦の合併は議会で否決されたという、そういう中で臨んだところでございます。私も、この合併に関しては政治生命かけてやるつもりでございます。おくれますという合併の期日の問題も、本来ならば、3回程度ぐらいできょうみたいな提案があつて、このように進んでいけば、私も期日はおくれないうでできるかと思うんですが、実は、先ほども話したとおり、集落で座談会をやっていたきたいという要望がありますし、合併に関しては、広く町民からの意見を聞きながら慎重にやっていかなければならない側面があるわけですので、それら等は皆さんにご理解いただきたいと思ひます。

本日は、長時間にわたりご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

これで、第10回の合併協議会を終わらせていただきます。

ご苦勞さまでした。

(閉会17:05)